

消せるボールペンで書かないでください。

離婚届

令和 〇 年 〇 月 〇 日出

名古屋市 〇 区長 殿

午前 午後 時 分受付

受理	令和	年	月	日			
第				号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	
						附住	

(1)	氏名	夫 氏 名	なごや 太郎	妻 氏 名	なごや はなこ
	生年月日	名古屋 太郎	平成 2 年 6 月 2 3 日	名古屋 花子	平成 5 年 1 0 月 5 日
	住所	名古屋市千種区星が丘山手	1 0 3 番地	名古屋市東区筒井一丁目	7 番 7 4 号
	(住民登録をして いるところ)	(アパート・マンション名等)	世帯主の氏名 名古屋 太郎	(アパート・マンション名等)	世帯主の氏名 愛知 忠治
(2)	本籍	名古屋市北区清水四丁目 1 7	番地 〇 番		
	(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	筆頭者の氏名	名古屋 太郎		
	父母及び養父母 の氏名	夫の父 名古屋 幸雄	続き柄 長 男	妻の父 愛知 忠治	続き柄 長 女
	父母との続き柄	母 名古屋 松子		母 愛知 春子	
	(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に 書いてください)	養父	続き柄 養 子	養父	続き柄 養 女
		養母		養母	
(3)	離婚の種別	☒ 協議離婚	☐ 和解	年 月 日成立	年 月 日成立
(4)		☐ 調停	☐ 請求の認諾	年 月 日認諾	年 月 日認諾
		☐ 審判	☐ 判決	年 月 日確定	年 月 日確定
	婚姻前の氏にも とどる者の本籍	☒ 夫 は ☒ もとの戸籍にもどる ☐ 新しい戸籍をつくる	よみかた あいち ただはる	筆頭者の氏名	愛知 忠治
		名古屋 太郎	番地 〇 番		
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子		妻が親権を行う子	
(6)	同居の期間	平成 2 4 年 8 月 から	令和 5 年 3 月 まで		
(7)		(同居を始めたとき)	(別居したとき)		
(8)	別居する前の住所	☒ 夫の住所に同じ ☐ 妻の住所に同じ			
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☒ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(10)	夫の職業	(国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業		妻の職業		
	その他				
	届出人署名(※押印は任意)	夫 名古屋 太郎 印	妻 名古屋 花子 印		

住 定 年 月 日
夫 . .
妻 . .

記入の必要はありません。

告知 要・不要
令和 年 月 日
口頭・郵送・手渡し
届出人・本人・使者
記載する正字

本届書中 字削除 字加入 字訂正

<連絡先>
電話(000)
夫 1 1 1 1 - 2 2 2 2 番
電話(000)
妻 3 3 3 3 - 4 4 4 4 番

日中連絡が取れるところを記入してください

記入の注意

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。
 - まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：(□公正証書 □それ以外)
 - まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画



詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚



法務省作成のパンフレット



日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

- 黒のボールペンまたは黒のインキで書いてください。
- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- □には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 届出人、証人の氏名は各人自署してください。
- 証人となる人は成年で、この離婚の事実を知っているかたであればなたでもけっこうです。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名	名古屋 幸雄 印	愛知 忠治 印
(※押印は任意)		
生 年 月 日	昭和 4 5 年 4 月 1 4 日	昭和 4 7 年 6 月 8 日
住 所	名古屋市西区花の木 二丁目 1 8 番 1 号	名古屋市東区筒井 一丁目 7 番 7 4 号
本 籍	名古屋市西区花の木 二丁目 1 8 番 〇 番	名古屋市東区筒井 一丁目 7 番 〇 番

「筆頭者の氏名」は、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

署名は必ず、本人が自署してください。

離婚によって、住所や世帯主が変わるかたは、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯主変更届)の手続が必要となりますのでご注意ください。
なお、離婚届と同時にこれらの届を出すときは、「住所欄」に新住所・新世帯主を記入してください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

本人確認状況 (記入の必要はありません)

届出人	本人確認資料	通知	通知年月日	不受理
夫	運バ在特個聞他()未	□要 □不要		□有 □無
妻	運バ在特個聞他()未	□要 □不要		□有 □無

窓口に来た人 □届出人 □使者 □郵送 □時間外

(注) 運は運転免許証 バは旅券 在は在留カード(写真付) 特は特別永住者証明書(写真付)
個は個人番号カード 聞は聞き取り 未は未確認

お持ちいただくもの

- 協議離婚以外
調停離婚のとき → 調停調書の謄本
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき → 和解調書の謄本
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書
- 運転免許証・旅券等の公的な証明書

整理番号

<備考>

確認者

送付者